

環境



環境SDGsおおがき未来創造フェスティバル2025

―― 内 容 ――

環	境	保	全
環	境	政	策
衛			生
斎			場
墓			地

環 境 保 全

昭和42年、衛生課に公害対策係が新設され、現在は環境政策課環境保全グループが市内の工場、事業所の監視と指導を行っている。

本市の公害問題は逐次改善されてはいるものの、市民からの苦情は令和6年度では177件であり、その多くは「感覚的心理的苦情」である。環境問題は年々複雑多様化しており、行政の対応も従来の公害行政から環境行政へと、より幅広い考え方が要求されている。

1 大気汚染

本市では、大気汚染状況を監視するため、自動測定機による24時間常時測定を4か所で、ダストジャーによる簡易測定を7か所で行っている。昭和52年12月に公害防止協定（令和3年4月、名称を環境保全協定に変更）を改定し、協定工場の使用重油中の硫黄分を2.0%から1.5%に低減したことにより、市内の二酸化硫黄による汚染がかなり改善され、昭和54年以降はほぼ横ばいの状況である。また、降下ばいじんについてもここ数年横ばいの状況である。その他、PM2.5の緊急時対策として、大垣市微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起時の対応マニュアルを定め、市民などへの周知方法を整えている。

(1) 自動測定機設置点と測定開始年

測定所 \ 測定項目	二酸化硫黄	浮遊粉じん	風向風速	窒素酸化物	オキシダント	PM2.5
中央（西外側）※1	昭和42年	昭和42年	昭和42年	昭和49年	昭和49年	平成24年
南部（築捨）	46	46	46	55	55	—
西部（綾里）	48	48	49※2	—	—	—
赤坂	—	46	—	—	—	—

※1 平成9年9月市役所から移設

※2 令和3年1月廃止

(2) 二酸化硫黄濃度測定結果（自動測定機）

[単位: ppm]

測定所 \ 測定年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
中央	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
南部	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002	0.001	0.000
西部	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

(3) 浮遊粉じん濃度測定結果（自動測定機）

[単位: mg/m³]

測定所 \ 測定年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
中央	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01
南部	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01
西部	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
自動車排出ガス	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02	—※

※ 令和6年1月廃止

(4) ダストジャー法による降下ばいじん測定結果

[単位: t/km²/月]

測定地点	測定年度				
	2	3	4	5	6
市役所	2.3	2.5	2.3	2.0	1.9
中川変電所	1.6	2.5	1.8	1.4	1.4
あおいこども園	1.0	1.7	1.8	1.8	1.7
赤坂地区センター駐車場	3.4	3.9	3.6	2.5	2.8
個人宅（赤坂町）	3.9	6.4	6.8	6.9	6.4
個人宅（赤坂町）	6.4	8.0	10.4	13.9	-
個人事業所（深池町）	2.3	3.6	1.7	1.9	1.6
昼飯奥溜池	-	-	-	-	2.9

※ 公害検査センターの廃止により、令和4年度より外部委託に変更

2 水質汚濁

昭和46年以降、公害関係法、県条例、公害防止協定（現：環境保全協定）等の充実により、各工場に排水処理施設が設置され、市内の各河川の水質は大幅に改善された。特に、昭和51年4月、県条例の水門川上乗せ基準が適用されてからは、市内の各河川に魚が棲息するようになった。

水門川水域は市内で最も汚濁の著しい河川であったが、工場排水処理施設の拡充により、水質は改善されつつある。なお、県により環境基準の見直しがされ、平成22年3月12日にD類型よりC類型に環境基準が格上げされた。

水門川水域、杭瀬川水域、相川水域、牧田川水域を河川の汚れ具合を示す生物化学的酸素要求量（BOD）でみると、近年は環境基準を達成している。

大垣市河川調査 経年変化一覧表（抜粋）

場所		項目	環境基準	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
水門川 (C類型)	八兵衛橋	PH	6.5 ~8.5	7.3	7.6	7.7	7.5	7.6	7.8	7.6	7.4	7.4	7.4
		DO	5 以上	7.2	7.4	8.1	7.6	7.8	7.9	7.8	8.8	8.5	8.5
		BOD	5 以下	3.1	3.7	3.5	2.8	2.7	2.5	2.7	2.2	2.7	2.7
		SS	50 以下	6	5	6	5	4	4	4	5	4	4
	二水橋	PH	6.5 ~8.5	7.5	7.5	7.3	7.5	7.6	7.7	7.6	7.5	7.5	7.5
		DO	5 以上	8.4	8.0	7.9	7.8	8.4	7.9	8.4	8.3	8.0	8.0
		BOD	5 以下	3.7	4.5	3.7	3.9	4.3	3.1	4.3	3.1	3.6	3.6
		SS	50 以下	11	12	11	10	14	11	14	11	13	13
杭瀬川 (A類型)	旧塩田橋	PH	6.5 ~8.5	7.6	7.7	7.7	7.7	7.5	7.7	7.5	8.0	7.7	7.7
		DO	7.5 以上	9.7	9.6	9.2	9.0	9.3	10	9.3	12	10	10
		BOD	2 以下	1.6	1.6	1.1	1.1	1.7	1.6	1.7	0.9	1.0	1.0
		SS	25 以下	3	3	3	4	3	2	3	4	2	2
	高淵橋	PH	6.5 ~8.5	7.6	7.6	7.4	7.5	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
		DO	7.5 以上	9.6	9.5	9.0	9.0	9.8	9.2	9.8	9.5	9.5	9.5
		BOD	2 以下	1.4	1.3	1.3	1.2	1.3	1.2	1.3	1.2	1.0	1.0
		SS	25 以下	8	8	11	8	11	8	11	10	9	9
相川 (B類型)	綾里	PH	6.5 ~8.5	7.3	7.3	7.4	7.3	7.5	7.3	7.5	7.5	7.4	7.4
		DO	5 以上	9.3	9.3	9.5	9.6	9.9	10	9.9	9.2	9.8	9.8
		BOD	3 以下	2.0	2.0	2.0	2.3	1.6	2.0	1.6	2.7	1.3	1.3
		SS	25 以下	5	5	6	4	4	4	4	4	3	3
牧田川 (AA類型)	一之瀬橋	PH	6.5 ~8.5	7.5	7.5	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.5	7.6	7.6
		DO	7.5 以上	10	10	11	11	11	11	11	11	10.2	10.2
		BOD	1 以下	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.9	0.5	1.0	0.6	0.6
		SS	25 以下	1	1	3	2	1	1	1	1	1	1

※PH : 水素イオン濃度 DO : 溶存酸素量 (mg/ l) BOD : 生物化学的酸素要求量 (mg/ l)

SS : 浮遊物質含有量 (mg/ l) ※基準値は各河川の類型によるもの。

3 騒音・振動

本市は騒音規制法及び振動規制法に基づき、特定施設の届出受理、工場立入、騒音振動測定及び騒音振動防止の指導を行っている。

令和7年3月末現在の届出状況は下表のとおりで、他市に比べ金属加工機械が多く設置されている。また、杭打ち作業等の特定建設作業の届出が、令和6年度騒音関係239件、振動関係110件あり、周辺より苦情、被害が出ないよう指導を行っている。

(1) 騒音規制法による届出状況

施設名	種類	特定工場実数	特定施設総数
金属加工機械		154	990
空気圧縮機等		258	2476
土石用破碎機等		13	64
織機		35	361
建築用資材製造機械		10	13
穀物用製粉機		1	1
木材加工機械		77	189
抄紙機		0	0
印刷機械		52	275
合成樹脂用射出成形機		26	195
鋳型造型機		1	10
計		627	4584

(2) 岐阜県条例による騒音関係届出状況

施設名	種類	特定工場実数	特定施設総数
研磨機		9	46
送風機等		5	164
窯業用バーナー		5	102
撚糸機		11	111
紙工機械		0	0
合成樹脂用粉碎機		11	27
高速切断機		32	47
走行クレーン		200	894
クーリングタワー		59	409
冷凍機		93	1071
タイル成形用プレス		0	0
計		425	2871

(3) 振動規制法による届出状況

施設名	種類	特定工場実数	特定施設総数
金属加工機械		154	1017
圧縮機		253	2376
土石用破碎機等		12	63
織機		35	361
コンクリートブロックマシン等		10	13
木材加工機械		1	1
印刷機械		76	198
ゴム又は合成樹脂練用ロール機		0	0
合成樹脂用射出成形機		52	281
鋳造造型機		26	189
計		619	4499

4 悪臭

悪臭防止法は、昭和47年5月31日に施行され、本市では、岐阜県公害防止条例により昭和47年12月26日に地域指定及び規制基準値の設定を受け昭和49年5月31日から5物質が、昭和51年10月1日から3物質が、平成2年11月1日から4物質が、さらに平成7年4月1日から10物質が追加されて、アンモニア・メチルメルカプタン・硫化水素・硫化メチル・トリメチルアミン・ニ硫化メチル・アセトアルデヒド・スチレン・プロピオン酸・ノルマル酪酸・ノルマル吉草酸・イソ吉草酸・プロピオナルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルバレルアルデヒド・イソバレルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・キシレンの22物質が、すべての工場・事業場の敷地境界線において規制を受けることになった。市では、悪臭物質の測定を実施し、悪臭防止の指導を行っている。

5 土壤・地下水汚染

土壤汚染等に伴う地下水の汚染については、岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱に基づき、本市は県と協働して調査、対策等を行っている。

特に本市は地下水に恵まれ、広く利用されているため、有害物質を使用している事業所の地下水に加え、市域の地下水質の概況を把握するための水質調査も実施している。

6 産業廃棄物

工場から排出される廃棄物による二次公害を防止するため、廃棄物処理法に定められた産業廃棄物に関する内容が大幅に拡充強化された。しかし、廃棄物の内容は多様であり、その指導機関も複雑になっている。本市では、環境政策課が窓口になっているが、管轄である西濃県事務所環境課との連携のもと、対応を行っている。

7 公害苦情

公害苦情の主な原因は、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭の4種類である。大気汚染では、焼却炉や屋外焼却行為によるスス及び煙に対する苦情が多い。水質汚濁では、事業場などの汚水及び重油の流出事故、廃油等の不法投棄、魚類への死事故が多い。悪臭では、化学工場や焼却炉からの悪臭に対する苦情が多い。また、中小規模の工場の機械からの騒音や、建物の解体に伴う騒音・振動の苦情が多い。

苦情処理状況（令和6年度）

種類 年度	大 気	水 質	騒音 振動	悪 臭	産 廃	その他	計
R6	56	31	44	18	5	23	177

8 地下水保全対策

本市は、いわゆる大垣自噴帶と呼ばれる豊富な地下水源に恵まれ、繊維、化学等用水型工場の立地がなされた。このため、工業用水の水源として地下水が多量に取水されており、生産量の増加とともに揚水量も増加した。その結果、地下水位の低下が起り、自噴水が少なくなった。そのため、次の諸施策を講じ、現在では市内に自噴水も戻りつつある。

昭和45年	地下水利用適正化調査地区の指定を受ける。
昭和46年3月	地下水利用適正化調査報告書により過剰揚水が指摘される。 「大垣市地下水対策審議会」が設置される。
	市議会により「地下水対策委員会」の設置。
	市民により「地下水を守る会」が結成される。
昭和48年4月	「地下水利用対策協議会設置準備会」を結成。
昭和49年6月	「西濃地区地下水利用対策協議会」を設立。
	同一水系の大垣市、神戸町、揖斐川町、大野町、垂井町、池田町で構成。
昭和51年3月	5,000 m ³ /日以上18事業所が量水器を設置。封印を行う。
昭和51年4月	「大垣市地下水対策会議」設立。
昭和52年1月	西濃地区地下水利用対策協議会が量水器設置要綱を作成。
昭和60年4月	「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」を決定。
	西濃地区地下水利用対策協議会の地域は、観測地域に指定。
平成12年4月	海津町、平田町、南濃町、輪之内町、墨俣町が「西濃地区地下水利用対策協議会」に加入。5町の加入に伴い、採取基準を増設。
平成14年4月	養老町が「西濃地区地下水利用対策協議会」に加入。
平成17年3月	海津町・平田町・南濃町が退会。3町が合併し、海津市として入会。
平成18年3月	墨俣町が大垣市に合併。

(市内の協議会加入事業所の揚水量経年変化)

(単位: 千m³/日)

年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
年間日平均揚水量	110	107	112	113	108	109	109	111	103	101

(観測井別平均地下水位の経年変化)

(単位: m)

No.	年度 観測井	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
1	大 垣 井	9.18	9.10	9.13	9.19	9.13	9.15	9.12	8.99	9.06	9.14
2	興 文 井	5.02	5.01	5.00	5.01	5.07	5.09	5.12	5.11	5.11	5.16
3	西 中 井	4.05	4.06	4.02	4.07	4.08	4.03	4.06	4.07	4.05	4.02
4	東 町 住 宅 井	5.41	5.37	5.38	5.39	5.40	5.44	5.46	5.46	5.47	5.45
5	江 並 井	2.80	2.76	2.73	2.75	2.82	2.84	2.88	2.90	2.91	2.91
6	江 東 小 井	2.44	2.38	2.37	2.39	2.44	2.47	2.50	2.55	2.56	2.54
7	野 口 井	4.02	3.95	3.97	4.00	4.05	4.06	4.06	4.04	4.08	4.06
8	興 福 地 井	9.01	8.99	8.98	8.98	9.00	9.01	8.97	8.92	8.99	8.99
9	西 部 中 井	5.59	5.67	5.64	5.63	5.69	5.69	5.66	5.60	5.69	5.67
10	墨 俣 井	7.51	7.43	7.45	7.46	7.47	7.54	7.53	7.44	7.55	7.61

※(1) 観測水位は、T.P面（東京湾中等潮位面）を基準とした値

(2) 江東小井は、平成元年度より新設井に変更

(3) No. 1、No. 2、No. 3、No. 5、No. 9、No. 10 の各観測井は県が

保有し、No. 4、No. 6、No. 7 の各観測井は市が所有し、No. 8 の

観測井は協議会が所有している。

9 西濃地区地下水利用対策協議会

- (1) 目的：水源の保全及びかん養並びに地下水の適正かつ合理的な利用を促進し、地区における用水の安定した供給を図り、あわせて自然環境の保全と地区の健全な発展を図る。
- (2) 範囲：大垣市（上石津地域を除く）、海津市、垂井町、神戸町、輪之内町、養老町、揖斐川町（旧揖斐川町）、大野町、池田町の 485.15 km²
- (3) 規制対象：工業用水
- (4) 事業：
① 地下水採取の適正化の推進
② 水利用合理化の推進
③ 地下水の調査及び研究
④ 各種用水道の建設促進など
- (5) 会員：
会員数 122 事業所（令和7.4.1現在）

（地下水位観測）

市域1か所において、地下水を自動観測している。

（基本方針及び採取基準）

会の目的を達成するために、次のような基本方針及び採取基準を定めている。

※基本方針

- ・地下水位の低下を現状以上に増大しないようにする。
- ・新設井（既設井の更新も含む）は、安全揚水量の範囲内で、B・C層について認める。
- ・既設井の分布状況からみて、A地区（工場過密区域）、B'地区、B地区、C地区及びD地区とに区別する。
- ・24時間揚水量、揚水機吐出口の断面積、ストレーナーの位置について基準を設定する。
- ・井戸とは、ポンプ口径の吐出口断面積が 19 cm²（口径 49mm）を超えるものをいう。

A層：深度 40～50m 「浅堀り井戸」

B層：A層と第2礫層上限とに挟まれた層 「中堀り井戸」

C層：第2礫と呼ばれる深度 100m以深の 「深堀り井戸」

※ 採取基準（ポンプ口径 49mm 以上、断面積 19 cm² を超えるものに適用）

地区名	揚水量 (m ³ /日)	ポンプ口径 (mm)	ストレーナー の位置 (m)	摘要
A地区	0	—	—	大垣市街区域（工場過密区域）
B'地区	1,000 500	80 65	100m以深 〃	安八町、輪之内町、大垣市墨俣町 海津市平田町
B地区	1,000 500	80 65	70m以深 〃	大垣市街区域（A地区・上石津町をのぞく）、養老町、海津市海津町、 海津市南濃町
C地区	1,000 500	80 65	30m以深 〃	神戸町、池田町、大野町、揖斐川町 (旧揖斐川町)
D地区	1,000 500	80 65	25m以深 〃	垂井町

※ストレーナーの位置については、地区の地下水の状況を勘案して運用する。

10 自然環境

(1) ホタルの保護

本市西部を流れる杭瀬川には、ゲンジボタルが生息しており、市の天然記念物の指定を受けている。しかし、都市化の進行や工場の進出などによりゲンジボタルの生息数は年々減少傾向にあった。

この杭瀬川のホタルを保護するため、昭和49年5月に南市橋杭瀬川のホタルを守る会が結成され、これ以上減少させないための努力をしている。このような市民運動が市内の他地区へと拡がりつつある。

本市においても、保護啓発看板の設置、保護団体への助成等を行い、ホタルの保護に取組んでいる。

(2) ハリヨの保護

本市の生息域である西之川町は県の、曾根町・矢道町は市の指定天然記念物となっている。しかし近年は、産業の発達などにより、自噴水の減少や水質が悪化するなどによって絶滅の危機にさらされていた。

昭和40年、西之川町のハリヨが岐阜県天然記念物の指定を受けることにより、西之川ハリヨ保存会が結成され、ハリヨの保護に取組んでいる。

本市においても、保護団体への助成や井戸のさく井、ハリヨを湧水のある場所に移したりするなどし、ハリヨの保護に取組んでいる。

その一つとして、平成の名水100選に選定された加賀野八幡神社井戸の水を利用し、平成元年に神社周辺の水路にハリヨ約70匹を放流した。平成3年には井戸の修景整備を行い、ハリヨ池を新設、地元住民の保護のもとで増殖し、よりよい自然観察の場となり、また環境教育の場となっている。

また、平成10年度には、西之川ハリヨ保存会が活動を行っている西之川町に、ハリヨを観賞しながら憩える「西之川ハリヨの池広場」を整備し、平成13年度には、長沢町の湧水を復元しハリヨを放流している。

平成24年度には、曾根町ハリヨ・ホタル保存会が曾根町自治会を中心に結成され、ハリヨの生息地の環境保全・保護育成に努めている。

(3) 水生生物調査（カワゲラウォッチング）

河川には、さまざまな生物が生息しており、その生物は、河川の水質の状況を反映している。そのため、どのような生物が生息しているかを調べることによって、その河川の水質の程度を知ることができる。

本市では、身近な河川に棲む生物を調査することを通じて河川の水質を知り、また、調査の体験を通じて水質の保全や浄化の重要性を認識してもらうため、平成3年度より、市内の小中学生を中心に市内各地で調査を実施し、総合的な環境学習の場となっている。

11 環境保全協定

環境保全協定締結工場一覧表

(全42工場)

工場・事業場名	環境保全基準項目 (○印が対象)					工場・事業場名	環境保全基準項目 (○印が対象)				
	大気	水質	騒音	悪臭	産廃		大気	水質	騒音	悪臭	産廃
イビデン(株) 大垣事業場	○	○	○		○	タカケンサンシャイン(株)	○		○	○	○
イビデン(株) 河間事業場	○	○	○	○	○	(株) 艶金	○	○	○	○	○
イビデン(株) 青柳事業場	○	○	○	○	○	東海サーモ(株)	○	○	○	○	○
イビデン(株) 大垣中央事業場	○	○	○	○	○	東海ロール(株)	○	○	○		○
※上田石灰製造(株)	○	○	○		○	三菱ケミカル(株) 大垣工場(神田)	○	○	○	○	○
上田石灰製造(株) 市橋工場	○		○		○	三菱ケミカル(株) 大垣工場(上屋)			○		○
※河合石灰工業(株)	○	○	○		○	三菱ケミカル(株) 大垣工場(本今)		○	○	○	○
金生山石灰工業(株)	○		○		○	日本耐酸塗工業(株)	○	○	○		○
岐建(株) 大垣アスファルト合材工場	○		○		○	日本リファイン(株)	○	○	○	○	○
晃和硝子(株)	○		○		○	※日比野工業(株)	○	○	○		○
コーテック(株)	○	○	○	○	○	ハイジェントテクノロジー(株)		○	○		○
三甲テキスタイル(株)	○	○	○	○	○	フタムラ化学(株) 大垣工場	○	○	○	○	○
三宝化学工業(株) 大垣工場	○	○	○		○	※マルアイ石灰工業(株)	○	○	○		○
※清水工業(株)	○	○	○		○	※三星礦業(株)	○	○	○		○
神鋼造機(株)		○	○		○	※矢橋工業(株)	○	○	○		○
太平洋工業(株) 西大垣工場	○	○	○		○	矢橋工業(株) 碎砂工場	○		○		○
太平洋工業(株) 東大垣工場	○	○	○	○	○	矢橋大理石(株)	○	○	○		○

環境保全協定締結工場一覧表 (旧上石津町)

天野エンザイム(株) 養老工場		○	○	○	○	成田食品(株) 岐阜工場	○		○	○	○
(株) オザキ			○	○	○	(株) F P コーポレーション			○	○	○
(株) 佐竹組養老事業所	○		○		○	(株) J-MAX 上石津工場	○		○	○	○
MCC アドバンスドモールディングス(株) 関ヶ原工場			○	○	○	(株) りゅういき上石津工場	○		○	○	○

※印は、鉱山保安法適用工場 (令和6年4月1日現在)

環 境 政 策

1 環境基本計画

今日直面している環境問題は、各家庭から出る生活排水や自動車排ガスなど、市民一人ひとりの暮らしや事業活動により引き起こされている。このような状況を踏まえて、身近な生活環境や自然環境などを保全するため、総合的・計画的に対策を展開することが必要である。

本市では、『ハリンコが泳ぎ、ホタルが舞う水都・大垣』を望ましい環境像として、平成12年3月に環境基本計画を策定した。

地球温暖化問題への関心が高まる中、本市では平成18年3月に、1市2町による合併が行われ、地理的にも社会的にも変化していった。これらを踏まえ平成19年7月に、大垣市の環境の根幹となる環境基本条例が施行され、これに伴い、環境基本計画を改訂し、平成21年3月に、環境基本計画改訂版と行動指針としてのエコ水都アクションプランを策定した。さらに、平成25年3月には、平成25年度からの5か年計画となる環境基本計画改訂版【後期計画】と第2次エコ水都アクションプランを策定した。

平成30年3月にはこれらの計画の計画期間の満了に伴い、10か年計画となるエコ水都環境プラン（第3期環境基本計画）を新たに策定、令和5年3月に一部変更し、引き続き様々な環境施策を実施している。

また、当計画の推進組織となる「大垣市環境市民会議」は平成13年7月4日に設立され、令和7年4月現在の会員数は、個人会員70名、団体会員13団体、事業者31社となっている。

個人会員は、「市民会議活動部会」「市民団体部会」「事業者部会」などの部会に所属し、それぞれの活動を実施している。

また、団体・事業者も個々の活動のかたわら、協働ですすめられる活動を行っている。それぞれの団体の活動発表の場である環境市民フェスティバルでは、環境市民会議全体の活動報告や市民への環境行動の啓発などを行っている。

2 地球温暖化対策

(1) 地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進を図るため、平成18年4月に「大垣市地球温暖化対策実行計画」を策定し、その後見直しを行い、平成23年4月には「第2次大垣市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を、平成28年4月には「大垣市第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を、令和3年3月には、「大垣市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、令和4年3月には「ゼロカーボンシティおおがき」の宣言に伴い、温室効果ガス排出量削減率の目標値などを変更し、市の事務事業から排出される二酸化炭素の削減に努めている。

一方、市民や事業者等との協働により温室効果ガス排出量の削減を全市的に推進するため、平成29年3月に「大垣市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、令和5年3月には、「大垣市新エネルギー・バイオマス」や再生可能エネルギーの導入目標等を定めた「大垣市地域再エネ導入戦略」を統合するかたちで計画を改定し、地球温暖化対策に取り組んでいる。

(2) ゼロカーボンシティ宣言

2050 年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティおおがき」の実現に向け、市民や事業者等と一体となって取り組むことを令和 2 年 12 月 17 日に宣言し、脱炭素社会形成に向けた取組を推進している。

(3) スマートライフ設備設置補助制度

【地下水利用地中熱ヒートポンプモデル設置事業補助金】

省エネルギーの普及拡大、二酸化炭素排出量の削減、ヒートアイランド現象の緩和を推進するため、地下水を利用した地中熱ヒートポンプ設備をモデル設置した場合に補助金を交付する制度である。

1) 主な条件

- ・自ら居住する市内の住宅に補助対象機器を設置する方または補助対象機器付き建売住宅を購入する方
- ・市税を完納していること

2) 補助金額 地下水利用地中熱ヒートポンプ設備の本体価格と設置工事費の 1/2 (上限 1,000 千円)

【ライフサイクルカーボンマイナス住宅普及促進事業補助金】

住宅の脱炭素化を推進するため、使用段階の二酸化炭素排出量に加え資材製造や建設段階等の二酸化炭素排出量の削減、長寿命化により、ライフサイクル全体（建築から解体・再利用等まで）を通じた二酸化炭素排出量をマイナスにする住宅であるライフサイクルカーボンマイナス（LCCM）住宅の購入に対して、補助金を交付する制度である。

1) 主な条件

- ・市内に自ら居住する LCCM 住宅を新築、新築、改築、又は新築建売住宅を購入した方
- ・国採択事業者が実施する LCCM 住宅補助金の補助事業補助金確定通知を受けていること
- ・市税を完納していること

2) 補助金額 1 件につき 100 千円

【ネットゼロエネルギーハウス普及促進事業補助金】

住宅の脱炭素化を推進するため、住宅の断熱性や省エネルギー性能を高め、太陽光発電設備などでエネルギーを創ることで、住宅のエネルギー消費量が概ねゼロとなるネットゼロエネルギーハウス（ZEH）の導入に対して、補助金を交付する制度である。

1) 主な条件

- ・市内に自ら居住する ZEH を新築、改築、又は新築建売住宅を購入した方
- ・国採択事業者が実施する ZEH 補助金の補助事業補助金確定通知を受けていること
- ・市税を完納していること

2) 補助金額 1 件につき 50 千円

【再エネ電力利用クリーンエネルギー自動車導入促進事業補助金】

再生可能エネルギーを利用した電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の普及を促進するため、再生可能エネルギー電力を導入している家庭における次世代自動車の導入に対して、補助金を交付する制度である。

1) 主な条件

- ・電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド（PHV）を購入した方
- ・自宅等の太陽光発電設備から再エネ電力を調達している市民
- ・市税を完納していること

2) 補助金額 1件につき 40千円

【太陽光発電設備等設置費補助金】(岐阜県太陽光発電設備等設置費補助金を活用)

再生可能エネルギーの利用促進を図るため、太陽光発電設備等の設置をする場合に補助金を交付する制度である。

1) 主な条件

- ・自ら居住する市内の住宅に補助対象機器を設置する方または補助対象機器付き建売住宅を購入する方
- ・市税を完納していること
- ・国や県からの別の補助金・交付金を受領しないこと

2) 補助金額 太陽光発電設備：7万円/kW（上限5kW）

蓄 電 池：蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）の3分の1（上限5kWh）

3 環境マネジメントシステム

本市では、平成12年10月、市役所における継続的な環境の保全と改善に取り組むため、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得宣言をした。平成13年4月に環境方針を決定するなど、システムの構築・運用を進め、平成13年10月24日に本庁舎のISO14001の認証を取得した。

さらに、認証登録範囲の拡大として、平成14年11月25日に分庁舎（現北庁舎）、赤坂総合センター、図書館の追加認証を、平成15年11月25日にはクリーンセンター、浄化センター、保健センター、学校給食センター、平成19年9月25日には上石津地域事務所、墨俣地域事務所の追加認証を取得したが、平成22年度に南部学校給食センターの移転整備にPFI方式を採用したことにより、南部・北部学校給食センターを認証登録範囲から外した。

その後、認証取得から10年以上が経過し、システムも定着してきたことから、平成25年10月24日をもって、適合を自ら宣言する「自己宣言方式」のもとで環境マネジメントシステムを運用する方式に移行した。

なお、平成28年4月からは、本市の環境関連計画の進捗管理及び省エネ活動のPDCAサイクルを包括的に管理し、大垣市の継続的な環境保全及び改善活動の推進を図ることを目的とした「大垣市環境管理システム(OEMS)」を新たに構築し、運用している。

衛 生

1 衛生業務

衛生的で快適な生活圏を確保するため衛生害虫の発生予防の啓発、不法投棄の指導・処理、亥い獣処理及び生活水路の清掃残土処理等を行っている。

また、公衆浴場の補助事業も実施している。

※令和6年度各種事業別実績

(1) 衛生パトロール活動実績

区分	町内 残土等処理	不法投棄処理	公共施設ゴミ処理	亥い獣処理
処理量	333.46 t	9.44 t	0.77 t	1,031件

(2) 生活環境水路、側溝等残土収集実績

区分	実施箇所	処理量
残土収集	青野町地内ほか8か所	137 m ³

(3) 公衆浴場関係補助金実績

設備改善対策事業費補助金（県補助金交付決定金額 266,000円）

区分	補助対象限度額	補助対象事業費（A）	市補助交付済額（B）	県補助金決定額
浴場設備改善事業	ボイラ等改善事業	1件につき 3万円以上 250万円以下	(A)1件ごと×1/2 1,000円未満切捨て	(B)×2/3 1,000円未満切捨て
	その他の事業設備	1件につき 10万円以上 300万円以下	2件 869,581円	266,000円
計(2浴場)		869,581円	399,000円	266,000円

- 大垣浴場組合補助金 800,000円 (2浴場)

(4) 畜犬登録事務及び狂犬病予防注射

(令和7年4月1日現在)

区分	登録頭数	登録申請数	注射実施数	死亡届等	転入件数		転出件数	
					県内	県外	県内	県外
令和6年度	8,999	612	6,482	763	101	85	67	99

2 美しいまちづくり推進事業

空き缶等のごみの散乱、ふん害及び雑草の繁茂の防止について、市民等、事業者、飼い主、土地の所有者等及び市がお互いの責任を果たし、清潔で美しいまちづくりの推進を図る。

(1) 啓発

広報、新聞への掲載のほか、出前講座で市民に直接呼びかけを行う。
ポイ捨て禁止看板及び犬の糞の持ち帰り看板の設置。

(2) 調査、指導

・空き地の雑草苦情処理指導 97 か所

(3) 美しいまちづくり推進団体

公共区域（市の管理区域）を「養子」に見立て、美しいまちづくり推進団体の皆さんにその里親になっていただき、定期的に清掃や美化活動に協力いただく「アダプト制度」を導入している。現在38団体が登録され清掃ボランティアを実施していただいている。

3 し尿処理

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、適正処理を実施するため、収集運搬業者を許可制とし、市全域を地域で区分し、許可業者が処理することで、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図っている。

一般廃棄物収集運搬許可業者	許可区域
大垣メンテナンス株式会社	大垣地域
養清興業株式会社	上石津地域（牧田地区（関ヶ原C. Cを除く）・一之瀬地区）
中央清掃株式会社	墨俣地域、上石津地域（多良地区・時地区）
関ヶ原衛生有限会社	上石津地域（関ヶ原C. Cに限る）

(1) 汲取り便槽

汲取り便槽のし尿汲取り業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市の許可をうけた上記事業者が業務を行い大垣衛生施設組合のし尿処理施設へ搬入し、処分している。

し尿汲取りの方法及び料金は、汲取ったし尿の量によって料金の決まる従量制である。

(2) 浄化槽

浄化槽の清掃業務は、「浄化槽法」に基づき、市の許可をうけた次の事業者が業務を行い、清掃後の汚泥処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市の許可をうけた同一業者が業務を行い大垣衛生施設組合のし尿処理施設へ搬入し、処分している。

浄化槽清掃業許可業者
大垣メンテナンス株式会社
養清興業株式会社
中央清掃株式会社
関ヶ原衛生有限会社

(3) し尿処理実態

※戸数及び人口は、準世帯、外国人世帯を含む。

処理区分	戸数	人口	人口構成比
市下水道家庭	57,093戸	128,326人	82.00%
浄化槽家庭	12,700	27,373	17.49
し尿汲取り家庭	290	789	0.51
自家処理家庭	0	0	0.00
計	70,083	156,488	100.00

(4) 最近5か年のし尿処理状況

年度 区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
処理量		26,300.58 kℓ		25,577.20 kℓ		25,242.58 kℓ		25,474.26 kℓ		25,044.26 kℓ	
内 訳	し尿	kℓ	%								
		1,878.1	7.1	1,743.1	6.8	1,763.6	7.0	1,763.3	6.9	1,648.4	6.6
浄化槽汚泥		24,422.4	92.9	23,834.1	93.2	23,479.0	93.0	23,710.9	93.1	23,395.9	93.4

(5) 最近5か年の浄化槽設置状況

年度 設置数		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
浄化槽累計		10,535基		10,429基		10,309基		10,200基		10,131基	
年度内 設置数	新設数	32		41		38		31		46	
	廃止数	165		147		158		140		115	
	計	△133		△106		△120		△109		△69	

(6) 最近5か年の浄化槽設置整備補助事業

生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、下水道事業認可区域外等での浄化槽の設置のほか、単独転換や汲取り転換に係る既設単独処理浄化槽等の撤去及び宅内配管工事に補助金を交付し、河川の水質浄化に取り組んでいる。

年度 区分		補助限度額	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
5人槽	332千円	6基	11基	15基	16基	15基	
6～7人槽	414	9	5	9	7	7	
8～10人槽	548	4	3	2	0	0	
11～20人槽	939	0	0	0	0	0	
21～30人槽	1,472	0	0	0	0	0	
31～50人槽	2,037	0	0	0	0	0	
補助基數 計	—	19	19	26	23	22	
撤去	90	2	3	3	4	2	
配管工事	300	2	3	3	5	4	
補助金額 計	—	8,690千円	8,536千円	10,972千円	10,190千円	9,318千円	

(7) し尿汲取り料金

従量制 18ℓにつき 大垣地域 236円、上石津地域 240円、墨俣地域 242円

4 ごみ処理の現状

(1) 大垣市のごみ処理

本市におけるごみの収集は、大正7年市制施行以来行われているが、その時代ごとの生活様式や経済構造の変化に伴って、ごみ(一般廃棄物)の“量”と“質”は変化している。

昭和50年代中期(1980年頃)に鈍化したごみの排出量は、昭和60年代のバブル経済を背景に急増に転じ、大量に排出されるごみはいわゆる“ごみ問題”として大きな社会問題として取り上げられるようになった。

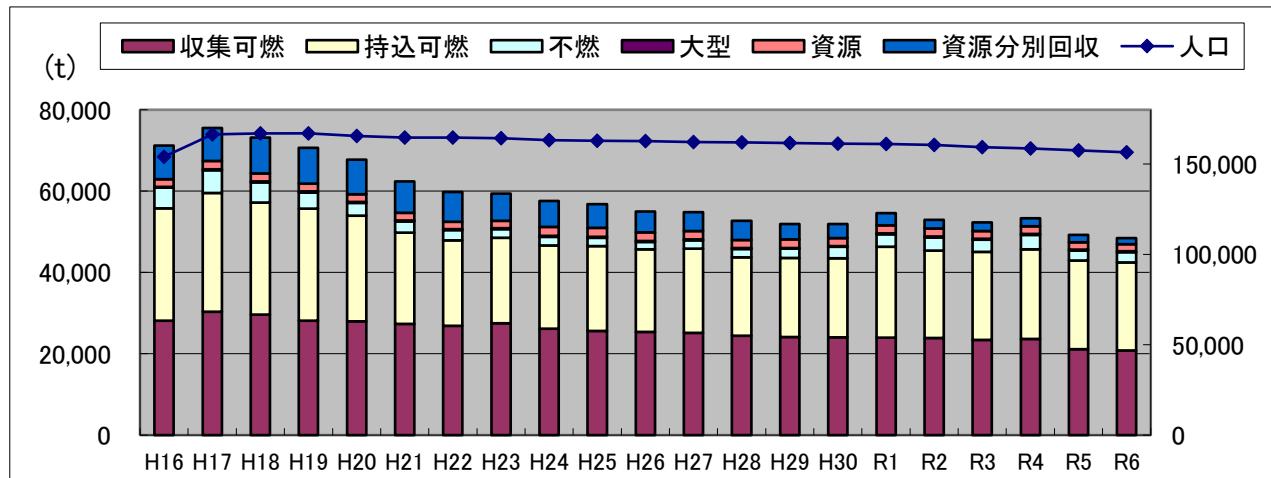
平成に入ってからは、環境問題や最終処分場の逼迫、ごみの多様化等に対応するため、資源ごみの分別収集や地域の資源分別回収の奨励など積極的なごみ減量化・リサイクル施策を展開した。

さらに、シール制によるもえるごみ収集の一部有料化の導入(平成6年)、家電リサイクル法の施行(平成13年)、大型ごみの戸別有料収集の導入(同年)により、ごみの収集量は大幅に減少したもの、ごみの不法投棄が新たな問題となった。

平成18年3月の上石津町及び墨俣町との市町合併により、ごみの排出量は一時的に増加したが、景気低迷の影響などから減少傾向となり、近年は横ばい状態で推移していたが、平成29年からは人口が減少しているにもかかわらず、ごみの排出量は増加傾向に転じてきた。

そのため、ごみの減量化を目的に令和5年1月よりもえるごみともえないごみについて有料指定ごみ袋制度を導入した。

ごみ処理量と人口の推移



施設については、荒川町地内の一般廃棄物最終処分場(平成4年)、米野清掃センターの改築に伴いクリーンセンター(平成8年)、プラスチック製容器包装の選別・圧縮梱包・保管の拠点としてリサイクルセンター(平成24年)を整備してきた。

① ごみの収集運搬

ごみの収集は、市内各所に、もえるごみ3,734か所 もえないとごみ3,406か所の収集ステーションを設置。直営は26人の運転手と34人の清掃職員が17台の塵芥収集車で行っている。

もえるごみ(一部)・もえないとごみ(一部)・資源ごみ:びん(一部)・カン・ペットボトル・プラスチック製容器包装(一部)の収集運搬等は委託業者により行っている。

1) もえるごみ

週2回収集されるごみは、クリーンセンターで中間処理(焼却)し、その焼却灰は最終処分場へ埋め立てているが、一部は民間委託している。また、もえるごみの一部は、西濃環境保全センターに搬入している。

2) もえないごみ

月1回収集されるもえないごみは、西南濃粗大廃棄物処理センターで処理している。破碎の後、鉄類、アルミはそれぞれ資源としてリサイクルされ、可燃物は焼却、不燃物は埋立処分される。

3) 有害ごみ

月1回収集される有害ごみは、西南濃粗大廃棄物処理センターに搬入し、廃乾電池、廃蛍光管とともに、リサイクルしている。

4) 大型ごみ

電話とインターネット予約による戸別有料収集で、西南濃粗大廃棄物処理センターに搬入し、もえないごみと同様に処理している。

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、家電リサイクル法に基づき収集運搬している。

年度	収集件数	インターネット予約件数 (R4.1~)	オンライン決済件数 (R4.1~)
令和4年度	6,109	2,041	1,226
令和5年度	6,162	2,702	1,627
令和6年度	6,137	2,598	1,636

5) 資源ごみ

びん：月1回収集し、市内のカレットメーカーがリサイクルしている。

カン：月1回収集し、再生業者が金属資源としてリサイクルしている。

ペットボトル：月1回収集し、圧縮減容処理、一時保管後、再商品化事業者へ搬出する。

プラスチック製容器包装：月2回収集し、選別・圧縮減容処理、一時保管後、再商品化事業者へ搬出する。

② ごみの処理

収集対象人口、世帯、面積等（令和7.4.1現在）

人口：156,488人 世帯数：70,083世帯 面積：206.52km²

③ 過去3年間のごみ種別収集量

(単位: t)

年度	区分	ごみ種別								計
		もえごみ	もえぬごみ	大型ごみ	資源ビン	資源カシ	資源ボンボ	資源ツル	資源トール	
令和4年度	直営	8,368.59	739.77	237.92	359.74	9.68	-	156.13	9,871.83	
	委託	15,314.44	850.83	-	398.46	195.83	362.22	385.42	17,507.20	
							(335.68)			
	持込	22,020.21	1,956.95	-	-	-	-	-	23,977.16	
	計	45,703.24	3,547.55	237.92	758.20	205.51	362.22	541.55	51,356.19	
令和5年度	直営	7,575.99	373.11	232.68	352.60	9.91	-	158.30	8,702.59	
	委託	13,520.46	279.16	-	357.92	182.19	352.40	388.77	15,080.90	
							(334.35)			
	持込	21,868.84	1,780.61	-	-	-	-	-	23,649.45	
	計	42,965.29	2,432.88	232.68	710.52	192.10	352.40	547.07	47,432.94	
令和6年度	直営	7,505.15	378.49	229.32	331.48	11.57	-	157.60	8,613.61	
	委託	13,305.25	296.34	-	327.92	167.20	353.63	381.75	14,832.09	
							(344.34)			
	持込	21,671.08	1,846.35	-	-	-	-	-	23,517.43	
	計	42,481.48	2,521.18	229.32	659.40	178.77	353.63	539.35	46,963.13	
割合 (%)		90.6%	5.1%	0.5%	1.5%	0.4%	0.7%	1.2%	100.0%	

() は再商品化量

※平成24年度より、大垣市全域でプラスチック製容器包装の分別収集開始

④ 過去3年間の施設別処理状況

施設	収集区分		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
			処理量(t)	構成比	処理量(t)	構成比	処理量(t)	構成比	
クリーンセンター *もえるごみ	直営	大垣地域	8,368.59	16.29%	7,575.99	15.97%	7,505.15	15.98%	
	委託	大垣地域	12,492.61	24.33%	11,009.79	23.21%	10,777.43	22.95%	
		上石津地域							
	持込	墨俣地域							
		大垣地域	20,544.15	40.00%	20,241.33	42.68%	19,928.50	42.43%	
	上石津地域								
	計		41,405.35	80.62%	38,827.11	81.86%	38,211.08	81.36%	
西濃環境保全センター *もえるごみ	直営	大垣地域	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%	
	委託	大垣地域	2,821.83	5.50%	2,510.67	5.29%	2,527.82	5.38%	
		墨俣地域							
	持込	大垣地域	1,476.06	2.87%	1,627.51	3.43%	1,742.58	3.71%	
		墨俣地域							
	計		4,297.89	8.37%	4,138.18	8.72%	4,270.40	9.09%	
西南濃粗大廃棄物処理センター *もえないごみ	直営	大垣地域	不燃ごみ	676.74	1.32%	316.90	0.67%	319.30	0.68%
			有害ごみ	63.03	0.12%	56.21	0.12%	59.19	0.13%
			大型ごみ	237.92	0.46%	232.68	0.49%	229.32	0.49%
	委託	大垣地域	850.83	1.66%	279.16	0.59%	296.34	0.63%	
		上石津地域							
		墨俣地域							
	持込	大垣地域	1,956.95	3.81%	1,780.61	3.75%	1,846.35	3.93%	
		上石津地域							
		墨俣地域							
	計		3,785.47	7.37	2,665.56	5.62%	2,750.50	5.86%	
資源ごみ	ビン	直営(大垣地域)	359.74	0.70%	352.60	0.74%	331.48	0.71%	
		委託(大垣地域)	398.46	0.78%	357.92	0.76%	327.92	0.70%	
		委託(上石津地域)							
		委託(墨俣地域)							
	カン	直営(大垣地域)	9.68	0.02%	9.91	0.02%	11.57	0.02%	
		委託(大垣地域)	195.83	0.38%	182.19	0.39%	167.20	0.36%	
		委託(上石津地域)							
		委託(墨俣地域)							
	ボトル	委託(大垣地域)	362.22	0.71%	352.40	0.74%	353.63	0.75%	
		委託(上石津地域)							
		委託(墨俣地域)							
	プラスチック製容器	直営(大垣地域)	156.13	0.30%	158.30	0.33%	157.60	0.34%	
		委託(大垣地域)	349.66	0.68%	351.36	0.74%	344.09	0.73%	
		委託(墨俣地域)	15.22	0.03%	15.33	0.03%	15.36	0.03%	
		委託(上石津地域)	20.54	0.04%	22.08	0.05%	22.30	0.05%	
	計		1,867.48	3.64%	1,802.09	3.80%	1,731.15	3.69%	
合計	直営		9,871.83	19.22%	8,702.59	18.35%	8,613.61	18.34%	
	委託		17,507.20	34.09%	15,080.90	31.79%	14,832.09	31.58%	
	持込		23,977.16	46.69%	23,649.45	49.86%	23,517.43	50.08%	
	計		51,356.19	100.00%	47,432.94	100.00%	46,963.13	100.00%	

⑤ クリーンセンター汚泥処理状況

(t)

処理量	大垣衛生施設組合	大垣市浄化センター
4,480.84	832.67	3,648.17

⑥ 車両台数(令和7年4月1日現在)

(台)

収集業務		処理業務	
プレスパッカー2t車	4	バックホウ(荒川町)	1
プレスパッカー4t車	4	バックホウ(草道島町)	1
プレスパッカー5t車	9	ダンプ10t車	1
ダンプ2t車	2	フォークリフト(クリーンセンター)	1
5tユニック車	1	軽トラック	2
トラック(低床)2t車	2	軽貨物(連絡用)	2
箱型トラック2t車	1	軽乗用(連絡用)	1
軽トラック	4	フォークリフト(リサイクルセンター)	1
軽貨物(連絡用)	1	ブルドーザー(上石津町)	1
合計	28	合計	11
衛生パトロール			
ダンプ2t車		1	
ダンプ3t車		1	
軽トラック		1	
合計		3	

⑦ 一般廃棄物処理手数料等

1) クリーンセンター

- ・日常生活で生じたごみで市が収集運搬し、焼却処分にかかるもの
 - ※ 原則無料。ただし一定量を超えると1袋(45ℓ以内10kgまで)ごとに150円(令和4年12月まで)
 - ※ 可燃ごみ用処理袋(大)1枚(10kgまで)ごとに50円、可燃ごみ用処理袋(小)1枚(6kgまで)ごとに30円(令和5年1月から)
 - ※ 不燃ごみ用処理袋(大)1枚(10kgまで)ごとに50円、不燃ごみ用処理袋(小)1枚(6kgまで)ごとに30円(令和5年1月から)
- ・日常生活で生じたごみで直接搬入され焼却処分にかかるもの
 - ※ 10kgごとに100円
 - ・事業活動によって生じた一般廃棄物で直接搬入され焼却処分にかかるもの
 - ※ 10kgごとに100円
 - ・産業廃棄物(木・紙・繊維くず)で直接搬入され焼却処分にかかるもの
 - ※ 10kgごとに150円
 - ・戸別収集による大型ごみ処理手数料
 - ※ 重さ・長さ等により1点につき210円・410円・830円・1,250円・1,670円の5種類に分類
 - ・特定家電収集運搬手数料
 - ※ 1点につき3,140円

- 2) 上石津一般廃棄物最終処分場
日常生活で生じた一般廃棄物（コンクリート、ブロック、石くず等）で直接搬入され埋立処分にかかるもの
 - ※ 最大積載量が 1t 未満の車 1,250 円
 - ※ 最大積載量が 1t 以上の車は 1t につき 2,510 円
(1t 未満の端数は 1t とする)
- 3) 西濃環境保全センター
事業活動によって生じた一般廃棄物で直接搬入され焼却処分にかかるもの
 - ※ 10kg ごとに 100 円
- 4) 西南濃粗大廃棄物処理センター
粗大廃棄物、不燃物で直接搬入され処分にかかるもの
 - ※ 100kg まで 1,000 円。100kg を超える場合、10kg ごとに 100 円加算

(2) ごみ処理施設

- ① クリーンセンター
 - 1) 所在地 大垣市米野町 3 丁目 1 番地 1
 - 2) 敷地面積 37,720 m²
 - 3) 総事業費 14,781,016 千円
 - 4) 竣工 平成 8 年 2 月
 - 5) 炉形式 流動床式焼却炉（全連続燃焼式）
 - 6) 処理能力 1 日あたり 240 t (80 t / 24 h × 3 基)
 - 7) 汚泥混焼 1 日あたり最大 24 t
衛生センターのし尿汚泥及び浄化センターの下水汚泥を混焼。
 - 8) 余熱利用
 - ・ 発電 1 時間あたり最大 1,400kW、自家消費電力を貯うとともに余剰電力を売却。
 - ・ 蒸気 工場棟、管理棟、車庫棟の給湯及び武道館へ冷暖房用の蒸気を供給。
 - 9) 焼却灰の処理 焼却灰はセメント固化及び薬剤処理し、荒川町最終処分場に埋立処分。
平成 16 年 6 月から再資源化処理委託（民間）を併用。
 - 10) 施設の延命
 - ・ 事業名称 基幹的設備改良工事
 - ・ 事業年度 平成 26 年度～29 年度
 - ・ 事業内容 令和 12 年度末まで延命化
 - ・ 工事費 3,510,000 千円
 - 11) 施設概要
 - ・ 建築面積（延面積）及び建物構造
工場棟（計量棟含む） 7,452 m²
鉄筋コンクリート及び鉄骨造、地下 1 階、地上 4 階、高さ 29m
管理棟（渡り廊下含む） 955 m²
鉄筋コンクリート造、3 階建、高さ 13.2m
車庫棟 1,665 m²
鉄骨造 2 階建、高さ 8.95m
その他（ストックヤード） 95.63 m²

鉄骨造、事業費 4,704 千円、平成 13 年 7 月竣工

- ・ 煙突 頂上内径 0.7m、高さ 59m (1 炉 1 系列)
- ・ 従業員数 113 人

所長 1 人、施設担当課長 1 人、主幹 6 人、工務長 1 人、業務長 3 人、事務関係 15 人（うち会計年度任用職員 10 人）、技術関係 2 人、清掃関係技術員 57 人（うち会計年度任用職員 2 人）、施設関係技術員 27 人（うち会計年度任用職員 1 名）

③ リサイクルセンター

- 1) 所在地 大垣市米野町 3 丁目 1 番地 1 (クリーンセンター構内)
- 2) 総事業費 402,054 千円
- 3) 竣工 平成 24 年 3 月
- 4) 処理能力 3.7 t / 日 (5 時間)
- 5) 処理対象物 プラスチック製容器包装 (ボトル、カップ、トレイ (パック) 類)
- 6) 太陽光発電 1 時間あたり最大 20kW
- 7) その他
 - ・ 建築面積及び建物構造
建築面積 1,041.75 m²、延床面積 1,389.95 m² (渡り廊下 9.20 m² 含む)、鉄骨造 2 階建
その他 (資源物ストックヤード) 64.96 m²
 - ・ 施設
貯留ヤード・受入ホッパー、供給コンベヤ、手選別コンベヤ、圧縮梱包機、集塵装置、脱臭装置
 - ・ 従業員数 21 人
手選別 18 人 (うち会計年度任用職員 18 人)、受入・搬出 3 人 (うち会計年度任用職員 1 人)

(3) 最終処分場

① 荒川町最終処分場

- 1) 所在地 大垣市荒川町 897 番地
- 2) 総面積 30,000 m²
- 3) 総事業費 1,019,650 千円
- 4) 埋立開始 平成 4 年 9 月
- 5) 埋立終了 令和 14 年 3 月 (予定)
- 6) 施設概要
 - ・ 第 1 期埋立地
周辺環境を汚染しないよう堰堤内側全面に遮水シートを張り、集水して浸出水を処理。
埋立面積 20,600 m²
埋立容量 87,000 m³
埋立対象物 ごみ焼却残渣
埋立方式 準好気性埋立
 - ・ 浸出水処理施設
処理能力 60 m³ / 日
処理方式 接触ばつ気方式 + 高度処理
主要設備 カルシウム除去設備、生物処理設備、脱窒処理設備、凝集沈殿設備、砂ろ過処理設備、活性炭吸着設備、汚泥処理設備

② 上石津町上多良最終処分場

- 1) 所 在 地 大垣市上石津町前ヶ瀬上多良入会字小倉 1-1 ほか
- 2) 総 面 積 17,500 m²
- 3) 事 業 費 188,350 千円
- 4) 埋 立 開 始 平成 15 年 2 月
- 5) 埋 立 終 了 令和 33 年 3 月 (予定)
- 6) 施 設 概 要
 - ・埋 立 面 積 17,500 m²
 - ・埋 立 容 量 104,000 m³
 - ・埋 立 方 法 投げ込み式
 - ・埋立対象物 がれき類 (残土、瓦、レンガ、タイル、石くず等安定型廃棄物)

③ 西濃環境保全センター

- 1) 設 置 主 体 西濃環境整備組合 (3 市 7 町)
- 2) 所 在 地 揖斐郡大野町大字下座倉 1375-1 T E L 0585-32-4153
- 3) 敷 地 面 積 49,466 m²
- 4) 流 動 床 炉 平成 3 年 3 月竣工 (全連続式流動床炉 90 t / 24h × 2 基)
- 5) 改 造 工 事 平成 13 年 2 月竣工 (排ガス高度処理施設 90 t / 24h × 2 基)
- 6) 溶 融 炉 平成 16 年 3 月竣工 (溶融炉 90 t / 24h × 1 基)
- 7) 建 築 延 面 積 12,690 m²
- 8) 施 設 建 設 事 業 費 と 財 源 内 訳

(単位 : 千円)

区 分	①当初建設事業	②第 1 次増設事業	③第 2 次増設事業	④既設改良事業
事業年度	S 45～S 46	S 51～S 52	S 63～H2	H2
事業内容	全連続式機械炉 (90 t / 24h × 1 基) 焼却施設一式 用地取得事業(付帯工事の下座倉大橋負担金)	全連続式機械炉 (90 t / 24h × 1 基) 焼却施設一式 排ガス・排水処理設備 他施設改良	全連続式流動床炉 (90 t / 24h × 2 基) 焼却施設一式	既設②のコンピューター遠隔制御による自動化 集じんダスト調査装置増設 煙突・水処理設備改良 建築外部塗装
炉 名 称	—	—	A・B系炉	—
事 業 費	270,631	522,200	2,380,000	594, 825
財 源 内 容	国庫補助金	15,000	219,813	1,081,865
	県補助金	11,100		38,357
	組 合 債	148,000	293,400	992,100
	一般財源	96,531	8,987	385,600
備 考	S 45.9 月着工 S 46.11 月竣工 H2.9 月廃止 H18.3 月解体	S 51.10 月着工 S 53.2 月竣工 H3.3 改良 H14.11 月廃止 H18.3 月解体	S 63.7 月着工 H3.3 月竣工 H13.2 月改造	H2.4 月着工 H3.3 月竣工 H14.11 月廃止 H18.3 月解体

区分	⑤屋内温水プール建設事業	⑥既設改造事業	⑦溶融炉建設事業	⑧機械炉解体事業
事業年度	H5～H6	H11～H12	H13～H15	H17
事業内容	焼却炉の余熱を利用した屋内温水プール 2mプール6コース 健康増進 プール、幼児プール等を備えた プール施設一式	既設③のダイオキシン類 削減改良一式 排ガス高度処理施設 灰固型化施設	充填層式堅型シャフト炉方式溶融炉 (90 t /24 h × 1基) 焼却施設一式	既設①②④の機械炉 (90 t /24 h × 2基) 解体撤去工事一式
炉名称	—	A・B系炉	D系炉	—
事業費	957,900	3,223,500	5,759,250	256,000
財源内容	国庫補助金	1,116,239	1,083,983	85,332
	県補助金	50,000		
	組合債	693,000	3,014,000	
	一般財源	214,900	130,261	170,668
備考	H5.11月着工 H6.11月竣工	H11.9月着工 H13.2月竣工	H13.8月着工 H16.3月竣工	H17.8月着工 H18.3月完了

区分	⑨スラグストックヤード整備事業	⑩一般廃棄物最終処分場建設事業	⑪流動床炉基幹的設備改良事業	⑫溶融炉基幹的設備改良事業
事業年度	H18	H25～H27	H27～H29	H27～H29
事業内容	解体事業⑧の跡地に整備(鉄骨造1階建、建築延面積680 m ² 、スラグ貯留量1,120 m ³)	被覆型最終処分場(クローズド型、埋立面積2,400 m ² 、埋立容量19,200 m ³)	既設③の延命化工事一式	既設⑦の延命化工事一式
炉名称	—	—	A・B系炉	D系炉
事業費	89,775	1,434,240	2,217,672	1,318,356
財源内容	国庫補助金	29,925	396,574	981,596
	県補助金			
	起債		400,000	1,095,000
	一般財源	59,850	637,666	141,076
備考	H18.7月着工 H19.3月竣工	H25.11月着工 H28.3月竣工	H27.8着工 H30.3竣工	H27.8着工 H30.3竣工

区分	⑬屋内温水プール改修工事
事業年度	H28
事業内容	既設⑤の改修工事一式
炉名称	—
事業費	102,669
財源内容	国庫補助金
	県補助金
	組合債
	一般財源
備考	H29.1着工 H29.3竣工

9) そ の 他

- ・煙 突 頂上内径 1.45m 高さ 49.8m (A・B系炉 2本)
頂上内径 1.40m 高さ 49.9m (D系炉 1本)
- ・公称能力 1日当たり 270 t (稼働時間 24時間)
- ・従事職員数 45人 局長1人 課長1人 場長1人 館長1人 事務・プール関係5人
技術関係31人 技能労務関係5人

(4) 西南濃粗大廃棄物処理センター

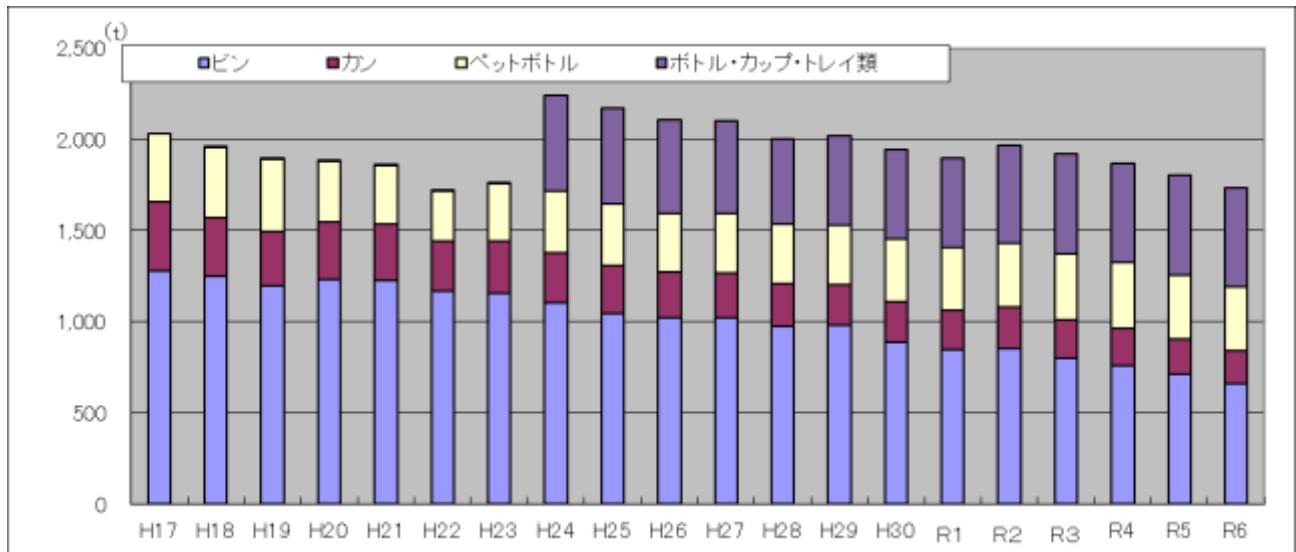
- 1) 設置主体 西南濃粗大廃棄物処理組合 (2市6町)
- 2) 所在地 養老郡養老町有尾字下池663 TEL 37-2103
- 3) 敷地面積 16,077.11 m²
- 4) 構造 鉄骨ALC造、一部鉄筋コンクリート造4階建
- 5) 建築延面積 4,333 m²
- 6) 総工費 2,929,971千円 内訳 国庫補助金 841,184千円
組合債 1,625,400千円
市町分担金 463,387千円
- 7) 完成年月日 平成10年3月16日
- 8) 処理能力 1日当たり 70t (稼働時間 5時間)
- 9) 従事職員数 10人 所長1人 所長補佐1人 庶務2人 業務6人
- 10) 最終処分場
 - ・完成年月日 平成6年9月30日
 - ・総面積 14,500 m² (埋立面積 10,100 m² 埋立容積 30,600 m³)
 - ・埋立期間 約23年間
 - ・処理能力 50 m³/日
 - ・事業費 679,462千円 内訳 国庫補助金 190,910千円
県補助金 8,216千円
組合債 283,600千円
市町分担金 196,736千円

(4) ごみ減量化等施策と実績

① 資源ごみ (びん、缶、ペットボトル、ボトル・カップ・トレイ類) 分別回収

昭和50年10月からもえないごみの回収日にびんの分別収集を開始し、平成5年4月から、月1回（水曜日）資源ごみ収集日を設け、びん3色（無色・茶色・その他の色）と缶（アルミ・スチール缶混合）の収集を、平成10年7月からもえないごみの日にペットボトルの収集を始めた。

また、平成18年4月から、上石津地域では白色トレイ、墨俣地域では廃プラスチックの分別収集を始めた。さらに「プラスチック製容器包装」のうち、ボトル・カップ・トレイ類を平成22年4月から9月まではモデル地区で分別収集し、平成24年4月からは全市を対象に、月2回の収集を始めた。



② 生ごみ処理容器等購入費補助金（平成5年4月1日交付要綱制定）

令和4年4月1日要綱を改正。補助対象に木枠コンポストとバッグ型コンポストを追加した。

また、補助対象は以下のいずれか一つに限るものとする。

1) 生ごみ処理容器（コンポスト容器）

- ・申請人 市内に住所を有し、居住している世帯主
- ・対象品 生ごみ処理容器（コンポスト容器）
- ・数量 1世帯につき2個まで
- ・補助金 1個につき、購入金額（税抜き）の2分の1で限度額3,000円

2) 生ごみ処理機

- ・申請人 市内に住所を有し、居住している世帯主
- ・対象品 家庭用生ごみ処理機で堆肥化でき自家処理できること（脱水及び破碎方法によるものは除く）
- ・数量 1世帯につき1個まで
- ・補助金 購入金額（税抜き）の2分の1で限度額10,000円

3) 木枠コンポスト

- ・申請人 市内に住所を有し、居住している世帯主
- ・対象品 木枠コンポスト
- ・数量 1世帯につき1個まで
- ・補助金 購入金額（税抜き）の2分の1で限度額10,000円

4) バッグ型コンポスト

- ・申請人 市内に住所を有し、居住している世帯主
- ・対象品 バッグ型コンポスト
- ・数量 1世帯につき1個まで
- ・補助金 購入金額（税抜き）の2分の1で限度額3,000円

5) 生ごみ処理容器等補助実績

	令和元年度まで	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
コンポスト容器	3,346	31	17	38	30	28
生ごみ処理機	2,703	38	36	55	46	48
木枠コンポスト				0	2	12
バッグ型コンポスト				1	19	4

③ ダンボールコンポスト資材購入費補助金（平成 22 年 4 月 1 日交付要綱制定）

令和 4 年 4 月 1 日要綱を改正。補助対象は過去に補助を受けていないこととし、数量は 1 世帯当たり各 1 個とした。

令和 6 年 4 月 1 日要綱を改正。ダンボールコンポストを推進するため、補助限度回数を見直し、虫除けキャップを購入補助対象から外した。

- 1) 申請人 市内に住所を有し、居住している世帯主
- 2) 対象品 大垣市環境市民会議が取り扱うダンボールコンポスト資材
- 3) 数量 1 世帯当たり 1 回 / 月につき各 2 個まで（令和 6 年度から）
- 4) 補助金 ダンボール箱 購入費の 2 分の 1、基材 購入費の 2 分の 1、虫除けキャップ（布製） 購入費の 2 分の 1（令和 5 年度まで）

5) ダンボールコンポスト資材購入費補助実績

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
707	45	53	61	332

④ 廃食用油再生利用推進事業

- 1) 大垣・墨俣地域では、平成 16 年 7 月から、市施設から排出される廃食用油を回収し、軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料（BDF）として資源化し、クリーンセンターのごみ収集車の燃料として使用していたが、BDF を使用する収集車両の更新による廃棄に伴い、令和 3 年 4 月から BDF 生成事業を取り止め、回収した廃食用油は再生事業者への売却のみとした。
・収集施設 北部・南部給食センター、市民病院、くすのき苑、かわなみ作業所、丸之内・ゆりかご・西・南・三城・荒崎・安井・すもと・墨俣保育園北・日新・赤坂・青墓・綾里幼保園・墨俣小学校

- 2) 上石津地域では、平成 13 年 10 月から、上石津地域内の公共施設（給食センター等）や市民の方から廃食用油を回収し BDF を製造。また、平成 16 年 7 月から、廃食用油を利用した石鹼製造を開始。令和 3 年 4 月から、回収した廃食用油は再生事業者への売却のみとした。

3) 令和 6 年度実績

廃油収集量 (ℓ)		
大垣墨俣	上石津	計
17,192	373	17,565

⑤ 資源分別回収事業奨励金（平成元年 6 月 12 日交付要綱制定）

自治会や PTA などが実施する地域の資源回収に対し奨励金を交付。

- 1) 回収実績割 4 円 / kg（平成 28 年度まで 6 円 / kg）
2 円 / kg（令和 4 年よりステーション方式に限る）

2) 事務費割 治会は、年5回以上実施で5,000円

PTA、団体等は、年3回以上実施で3,000円を上乗せ

令和6年 資源回収量一覧表（令和6年1月～12月分）

(単位：kg)

地区区分	実施団体数	ダンボール	新聞紙	雑誌	牛乳パック	アルミ缶	布類	その他*2	回収量計
自治会	興文	46	44,433	38,360	59,246	2,722	4,471	10,282	2 159,516
	東	26	24,750	27,080	35,480	1,542	2,521	5,230	345 96,948
	西	13	15,739	18,920	25,051	1,019	2,148	4,310	120 67,307
	南	27	24,880	29,200	31,320	1,629	4,240	6,330	70 97,669
	北	26	21,437	29,298	40,065	1,065	2,578	4,238	518 99,199
	南杭瀬	13	11,010	16,110	19,220	695	1,579	3,225	0 51,839
	多芸島	12	8,840	12,610	15,870	645	1,089	2,570	0 41,624
	安井	13	10,900	12,570	16,180	900	1,878	3,715	50 46,193
	宇留生	7	6,180	7,740	9,940	325	1,005	1,655	240 27,085
	静里	6	5,600	8,835	10,999	371	665	1,728	0 28,198
	綾里*1	0	0	0	0	0	0	0	0
	洲本	10	6,430	8,500	9,220	365	606	1,680	0 26,801
	浅草	5	3,850	9,430	5,130	155	434	1,340	0 20,339
	川並	6	8,740	5,110	5,810	315	583	1,285	0 21,843
	中川	15	8,763	13,630	18,495	464	1,221	1,850	14 44,437
	和合	7	9,450	14,895	17,540	518	2,081	3,090	0 47,574
	三城	26	25,747	30,215	38,847	1,656	3,685	7,029	0 107,179
	荒崎*1	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤坂中	1	550	940	1,000	30	78	60	0 2,658
	赤坂東	3	1,840	3,820	1,590	110	580	470	0 8,410
	青墓	3	7,720	10,505	5,455	280	390	1,610	90 26,050
	牧田	1	470	940	730	10	40	240	0 2,430
	一之瀬*1	0	0	0	0	0	0	0	0
	多良	2	12,050	11,900	6,260	0	183	0	0 30,393
	時*1	0	0	0	0	0	0	0	0
	墨俣	11	7,990	12,050	8,010	326	1,400	1,620	2,900 34,296
自治会計	279	267,369	322,658	381,458	15,142	33,455	63,557	4,349	1,087,988
PTA	幼保園	2	640	110	380	90	222	0	0 1,442
	保育園	3	2,002	515	1,950	285	416	310	10 5,488
	私立保育園	6	6,810	1,645	2,812	517	208	125	191 12,308
	こども園	2	850	10	530	180	25	40	0 1,635
	幼稚園	1	140	0	100	20	56	0	0 316
	私立幼稚園	2	2,020	1,230	1,020	180	120	240	60 4,870
	小学校	9	27,920	39,630	35,020	1,893	1,562	7,090	3,525 116,640
	中学校	4	3,890	3,125	4,905	75	287	235	365 12,882
PTA計	29	44,272	46,265	46,717	3,240	2,896	8,040	4,151	155,581
団体	広域団体	18	65,908	67,630	50,473	1,154	2,058	13,010	1,050 201,283
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
団体計	18	65,908	67,630	50,473	1,154	2,058	13,010	1,050	201,283
合計	326	377,549	436,553	478,648	19,536	38,409	84,607	9,550	1,444,852

*1 PTA等が実施

*2 スチール缶、金属、雑がみ

⑥ シール制による可燃ごみ処理

1) 実施内容

年1回、各家庭に家族構成に応じた枚数の「無料可燃ごみ処理券」(無料シール)を配布する。一定量を超える分については、「可燃ごみ処理券」(有料シール)により排出者が処理料金の一部を負担する。令和4年12月31日付けで制度を廃止。ただし、無料シールは令和5年3月31日、有料シールは令和11年3月31日、乳児用シールは令和8年3月31日まで使用可能。

2) 実施方法

ごみ袋に「無料シール」又は「有料シール」を貼付する。

・使用ごみ袋 透明又は半透明 (長辺80cm×短辺70cm以下 容積45l以下 10kgまで)

・無料シール (単年度使用)

住民基本台帳に記載された市民で家族構成等に応じた一定枚数を配布

・有料シール (令和11年3月31日まで使用可能)

指定取扱所および市民サービスセンター、各地域事務所、クリーンセンターで販売 (150円/枚)

⑦ シール制による大型ごみ処理

1) 実施内容

大型ごみは戸別有料収集とし、有料シールにより排出者が処理料金の一部を負担する。

2) 実施方法

クリーンセンターに予約後、大型ごみに「大型ごみ処理券」(有料シール)を貼付する。大型ごみ処理券(使用期限なし)は、指定取扱所および市民サービスセンター、各地域事務所、クリーンセンターで販売。

3) 大型ごみ処理券の販売価格

・210円券、410円券、830円券、1,250円券、1,670円券

・3,140円券(特定家電収集運搬手数料)

4) 実施日 平成13年7月～

⑧ 有料指定ごみ袋制による可燃・不燃ごみ処理

1) 実施内容

家庭系の可燃ごみと不燃ごみは、それぞれ可燃ごみ用処理袋と不燃ごみ用処理袋を使用し、処理する。排出者が有料指定ごみ袋を購入することで処理料金の一部を負担する。

2) 実施方法

・可燃ごみ用処理袋 白色半透明・赤字・サツキのデザイン

・不燃ごみ用処理袋 無色透明・青字・ハリヨのデザイン

・有料指定ごみ袋のサイズ 大サイズ45l(10kgまで)、小サイズ25l(6kgまで)

・指定取扱所のほか市民サービスセンター、各地域事務所、クリーンセンターで販売

3) 有料指定ごみ袋の販売価格

種類	1枚	販売価格(10枚入り)
可燃ごみ用処理袋(大)	50円	500円
可燃ごみ用処理袋(小)	30円	300円
不燃ごみ用処理袋(大)	50円	500円
不燃ごみ用処理袋(小)	30円	300円

- 4) 減免
- ・団体
町内清掃等を行う自治会等の団体を対象に申請に基づきその都度必要枚数を交付。
 - ・福祉
寝たきりなどで紙おむつ使用等の高齢者・障がい者が対象。社会福祉協議会、クリーンセンター、大垣市役所環境衛生課、市民サービスセンターにおいて申請に基づき交付。(年間 50 枚を限度)
 - ・乳児
住民登録等届出時に 0 歳児が対象。(50 枚 1 回限り)
 - ・生活保護
生活保護世帯を対象に世帯人数に応じた枚数をクリーンセンター、大垣市役所社会福祉課において申請に基づき交付。
- 5) 実施日 令和 5 年 1 月～

⑨ 大垣市ごみ分別アプリ

スマートフォンやタブレット等の情報端末から利用可能な、ごみの分別検索、収集日の確認、及びごみの出し忘れ防止アラート等の機能を有する「ごみ分別アプリ」を導入して、市民にごみに関する情報を提供し、市民の利便性の向上を図るとともに、ごみの減量化や再資源化の推進に努めています。

1) 配信方法

Android 端末及び iPhone 等で配信(無料)。

※ App Store 又は Google Play からご自身でダウンロードしていただきます。

2) 実施日 平成 30 年 11 月～

3) ダウンロード数

	令和 2 年度まで	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
iPhone	7,280	3,434	3,810	2,904	2,950
Android	6,352	3,223	3,705	3,192	3,285

⑩ おおがき環境 S D G s ポイント運営管理等事業

1) 実施内容

市民の環境行動(エコアクション)を促進するため、身近な環境イベントへの参加や資源循環の取り組みなどに対して、「おおがき環境 S D G s ポイント」を付与する。(「おおがき環境 S D G s ポイント」は、環境省が推進するエコアクションに特化した全国共通のポイントプログラム「エコ・アクション・ポイント」の大垣市における名称)

2) 実施方法

・ポイント付与

エコアクションポイントのスマートフォンアプリによってポイントを付与する。

・商品の交換

市民が貯めたポイントは、大垣市では、環境配慮商品(コンポスト基材)等と交換できる。

3) 令和 6 年度実績

アプリ登録者数 271 人、ポイント付与件数 564 件、商品交換数 76 件

⑪ 草木等たい肥化推進事業

本市が取り組む環境SDGsおおがき推進事業の一環として、ごみの減量化や循環型社会の形成に寄与するため、堤防の刈草等をたい肥化し、圃場に散布して成分分析や利用方法の調査研究を実施する。

1) 実施内容

堤防等の刈草等を重機で適度な大きさに破碎し、たい肥化を促進するため、資材（微生物の供給源）やウッドチップ（発酵菌液を含侵させたチップ）を混合し、水分調整も兼ねてバイオ菌液を散布する。完成したたい肥を圃場に散布して成分分析や利用方法の調査研究を行う。

2) 作製したたい肥の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
たい肥化量	65	150	270	150

⑫ カラスよけ対策資材購入補助金

自治会などの負担軽減と環境美化推進のため、令和5年11月よりもえるごみステーションに設置するカラスよけネット等の購入補助を始めた。

1) 対象者

市が収集する「もえるごみステーション」の管理者（自治会長、集合住宅の管理者など）

2) 対象物品

カラスよけネット、折り畳み式カラスよけボックスなど

3) 補助金額

補助対象事業費の2分の1（100円未満切捨て）でごみステーション1か所につき上限10,000円

4) 実績

	令和5年度（11月～3月）	令和6年度
申請件数	57件	86件
申請ステーション数	73か所	110か所
補助金額	430,400円	721,800円

斎 場

1 施設の概要

鶴 見 斎 場	(1) 所 在 地	大垣市鶴見町 581 番地 TEL 78-4602
	(2) 敷 地 面 積	12,826 m ²
	(3) 構 造	鉄筋コンクリート造平屋建(一部2階建)
	(4) 延 面 積	火葬棟 1,031.22 m ² 斎場棟 1,479 m ²
	(5) 総 工 費	660,000 千円(昭和55年竣工分) 540,000 千円(平成6年竣工分)
	(6) 完成年月日	昭和55年3月31日 (増築) 平成6年12月22日
	(7) 建物設備	火葬炉 9基(うちへい獣炉2基)
	(8) 職員数	6名
勝 山 斎 場	(1) 所 在 地	大垣市赤坂町 745 番地1 TEL 71-3410
	(2) 敷 地 面 積	5,678 m ²
	(3) 構 造	鉄筋コンクリート造平屋建(一部2階建)
	(4) 延 面 積	760.69 m ²
	(5) 総 工 費	370,000 千円(平成2年竣工分) 36,332 千円(平成8年竣工分)
	(6) 完成年月日	平成2年3月31日 (増築) 平成8年2月28日
	(7) 建物設備	火葬炉 4基(うちへい獣炉1基)
	(8) 職員数	2名
か み い しづ 斎 場	(1) 所 在 地	大垣市上石津町前ヶ瀬 684 番地 TEL 45-2269
	(2) 敷 地 面 積	5,406 m ²
	(3) 構 造	鉄骨造ラーメン構造(一部2階建)
	(4) 延 面 積	714.21 m ²
	(5) 総 工 費	271,046 千円(平成6年竣工分) 29,505 千円(平成17年竣工分)
	(6) 完成年月日	平成6年6月16日 (増築) 平成17年6月30日
	(7) 建物設備	火葬炉 3基(うちへい獣炉1基)
	(8) 職員数	1名

2 使用時間

(1) 寝 棺

鶴見斎場

時 間	時 間
10時30分	13時30分
11時00分	14時00分
11時30分	14時30分
13時00分	15時00分

勝山斎場

時 間	時 間
10時30分	13時00分
11時00分	14時00分
11時30分	15時00分

かみいしづ斎場

時 間
11時30分
13時30分
14時30分

(2) 死 産

鶴見斎場・勝山斎場

時 間
11時15分
13時15分
15時15分

かみいしづ斎場

時 間
11時15分
13時15分

3 使用料

(1) 火葬炉使用料

区 分	使 用 料		区 分	使 用 料	
	市 内 居 住 者	市 外 居 住 者		市 内 居 住 者	市 外 居 住 者
大 人	1体につき 5,000円	1体につき 60,000円	小 人	1体につき 3,000円	1体につき 30,000円
死 胎	1体につき 2,000円	1体につき 20,000円	汚 物	1kgにつき 310円	1kgにつき 3,300円
へ い 獣	1頭につき 1,100円	1頭につき 11,000円	身体の一部	1件につき 2,200円	1件につき 22,000円

※小人とは12歳未満の者をいう。

(2) 施設使用料

施 設 名		市 内 居 住 者	市 外 居 住 者
鶴見斎場	第 1 式 場 遺 族 控 室 僧 侶 等 控 室 控 室	通夜から告別式 告別式のみ	66,000 円 33,000 円
	第 2 式 場 遺 族 控 室 僧 侶 等 控 室 控 室	通夜から告別式 告別式のみ	55,000 円 27,500 円
	第 3 式 場 遺 族 控 室	通夜から告別式 告別式のみ	26,190 円 13,090 円
	和 室 1		
	和 室 2	1室1回3時間以内	3,300 円
	和 室 3	各室1時間増すごとに	1,100 円
	和 室 4		
	斎 室 1	1室1回24時間以内	5,500 円
	斎 室 2		
	遺 体 安 置 室	1体1回24時間以内	3,300 円
			1体1回24時間以内 9,900 円

勝山斎場	式 場 僧侶等控室 控	通夜から告別式 告別式のみ	22,000 円 11,000 円	通夜から告別式 告別式のみ	66,000 円 33,000 円
	和 室	1 室 1 回 3 時間以内 各室 1 時間増すごとに	3,300 円 1,100 円	1 室 1 回 3 時間以内 各室 1 時間増すごとに	9,900 円 3,300 円
かみいしづ斎場	式 場 僧侶等控室	通夜から告別式 告別式のみ	17,600 円 8,800 円	通夜から告別式 告別式のみ	52,800 円 26,400 円
	和 室	1 室 1 回 3 時間以内 各室 1 時間増すごとに	3,300 円 1,100 円	1 室 1 回 3 時間以内 各室 1 時間増すごとに	9,900 円 3,300 円

- ①この表中『通夜から告別式』とは17時から翌日16時まで、『告別式のみ』とは9時から16時までとする。
- ②式場において行われる通夜は、22時までとし、22時から翌日9時までの時間帯の遺体（棺）は、それぞれの遺族控室等へ移動するものとする。
- ③使用時間を算定する場合において1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

4 使用状況

(1) 火葬炉使用状況(令和6年度)

区分		大人・小人	死 胎	身体の一部	へい臓	汚 物
鶴見斎場	市 内	1,330 件	14 件	10 件	891 件	40 件
	市 外	122	2	0	11	
	小 計	1,452	16	10	902	
勝山斎場	市 内	502	3	0	308	5
	市 外	24	0	0	1	
	小 計	526	3	0	309	
かみいしづ斎場	市 内	48	0	0	16	0
	市 外	1	0	0	0	
	小 計	49	0	0	16	
合 計		2,027	19	10	1,227	45

(2) 施設使用状況(令和6年度)

区分		式場 (通夜から告別式)	式場 (告別式のみ)	和室	斎室	遺体安置室	合計
鶴見斎場	市内	43件	7件	15件	45件	78件	188件
	市外	1	1	0	3	15	20
	合計	44	8	15	48	93	208
勝山斎場	市内	29	3	31	-	-	63
	市外	0	0	0	-	-	0
	合計	29	3	31	-	-	63
かみいしづ斎場	市内	37	0	37	-	-	74
	市外	1	0	0	-	-	1
	合計	38	0	37	-	-	75

墓地

令和7年3月現在、市内に5か所の靈園があり市民の方にご使用をいただいている。

	所在地	面積	区画数
羽衣靈園	大垣市羽衣町1丁目9番地	2,796.71 m ²	1,410区画
青野靈園	大垣市青野町485番地1	6,026 m ²	1,096区画
墨俣北靈苑	墨俣町さい川1番地	5,836 m ²	513区画
墨俣第1南靈苑	墨俣町下宿1309番地	1,521.13 m ²	98区画
墨俣第2南靈苑	墨俣町下宿350番地1	790.42 m ²	108区画